

平成24年度 第3回中国地方整備局事業評価監視委員会

日時：平成24年12月14日（金）13：15～17：00

場所：建政部3階会議室

議 事 録

河川事業の審議

再評価対象事業

【小瀬川直轄河川改修事業】

委員会において説明内容に対し、質疑応答が無かったため記載なし

再評価対象事業

【旭川特定構造物改築事業（百間川河口水門）】

◎ 杉見委員

資料17ページのグラフのうち、維持管理費が不規則な形で凸凹しているのは何故か。

◎ 岡山河川事務所長

維持管理費については、毎年点検等にかかる費用があり、これに加え、ゲートの点検、塗装、発電機、電気機械関係の更新等を何年か毎に行う必要があり、年度によって維持管理費に差異が生じている。

◎ 作野委員

残土処理について、説明だけを聞いていると当初の水島・玉島の人工島への残土処理計画がずさんであったように思えるが、何か他に事情があったのか。

また、事業費の増額分11億円の内訳について説明していただきたい。

◎ 岡山河川事務所長

事業費の増額分11億円のうち、約2割は防潮堤の工法変更に関わるもの、残りの約8割は残土処理に関わるものである。

◎ 作野委員

当初の残土処理計画を変更することにより約8億円もの増額が生じたことについてはいかなるものかと思われる。

◎ 河川部長

当初事業計画立案時には、その時点で最もコストが低い海上運搬を行うことを前提に事業を進めていたが、その後の事業進捗に伴い、当初予定していた処分場が満杯となったため、別の処分

場に変更せざるを得なくなった。しかしながら、陸上運搬に変更した後についてもその中で最もコストが抑えられるよう計画を練り直しながら事業を進めている。

◎尾島委員長

本事業について、委員会としては「対応方針（原案）は妥当」と判断する。

ただし、今後は事業進捗に合わせ、早期に関係機関との調整を進めるよう努めること。

再評価対象事業

【旭川総合水系環境整備事業】

◎飯野委員

この事業を今実施しなければならない理由は何か。

◎岡山河川事務所長

近年、後楽園を中心とした地区の観光が伸び悩んでおり、岡山市ではこの地区のまちづくり計画の検討を行っており、この古京地区の環境整備についても周辺と一体の整備として、推進していくよう要請を受けている。

◎飯野委員

それは本来、岡山市なり岡山県が考えるべきことであり、国土交通省としては、住民の生活の安全や防災等を目的として進めていないと、他にも多くの緊急の事業が有る中で本事業を進めていくということは難しいのではないか。

◎岡山河川事務所長

堤防沿いには桜の木が立ち並んでいるが、樹齢50年近い老木であり、倒木が発生した場合、堤防本体も損傷を受け、洪水が起きた際に非常に脆弱となるため、この環境整備に合わせて、高水護岸も実施したい。

◎飯野委員

できればそういったことも説明した方が、国土交通省の事業としてやるという意味づけになるのではないかと思う。

◎尾島委員長

本事業について、委員会としては「対応方針（原案）は妥当」と判断する。

道路事業の審議

再評価対象事業

【一般国道2号 小月バイパス】

◎藤原委員

バイパス整備によってネットワークが整備され、例えば沿道に郊外店舗が立地するなど土地利用が変化したときの誘発交通量、開発交通量はどのくらい見込んでいるのか。

◎道路計画課長

今回実施した将来交通量の推計には、新たな店舗立地等による誘発交通量は見込んでいない。現在の立地状況を条件として推計をしている。

◎藤原委員

バイパス周辺に郊外店舗等が立地し、中心市街地からどんどん客が流れてくるという都市構造になった場合、ここには見込み以上の交通が流れる可能性があるということか。

◎道路計画課長

可能性はある。

◎尾島委員長

本事業について、委員会としては「対応方針（原案）は妥当」と判断する。

再評価対象事業

【一般国道191号 下関北バイパス】

◎清水委員

コスト縮減の取り組みについては、当初事業費を計画される時に決めていた事に対し、新しい技術や工夫、色々な諸条件等により縮減につながったとの事であるが、これは総合評価方式など工事発注時に受注者からの提案を受けコスト縮減されたものも含まれるのか。

◎山口河川国道事務所長

総合評価方式での提案による部分は小さい。そういった部分より、工事発注前の協議等によって工法の変更を行ったものが大きい。

◎裕見委員

残土処理に関して、この事業ではコスト縮減がされているが、先ほど審議した事業ではコスト増加となっている。事業単位ではなく、事務所や地域単位で増減額を計上する仕方もあるのではないかと思う。

◎尾島委員長

前回評価時と今回評価時でB/Cが上がっている。変化の要因として、推計モデル及び将来フ

レームを統一したこととあるが、他の事業においても同様にB/Cが上がる傾向なのか。

◎山口河川事務所長

事業によって異なる。この事業でB/C変化の主な要因は、コスト縮減とネットワーク設定の見直しがある。ネットワーク設定の見直しの結果、当箇所では計画交通量が従前よりも増加となったため、発現される便益が増えたもの。

◎尾島委員長

本事業について、委員会としては「対応方針（原案）は妥当」と判断する。

再評価対象事業

【一般国道185号 休山改良】

◎飯野委員

歩行者と自転車の利用が非常に増えたとのことであるが、歩車道の分離構造はどのようになっているのか。

◎広島国道事務所長

自転車歩行者道として幅員3mを確保しており、また利用者が多いため歩車道の境界に隔壁を設け、自動車の排気ガスを遮断している。

◎飯野委員

自転車歩行者道の幅員は4車線化する際に広げる予定はあるのか。

◎広島国道事務所長

4車線化する際に設置する下り線のトンネルには歩道は設置しない。1.7kmのトンネルであり、歩行者は少なく自転車利用者が多い状況で、実際の利用を見ると3mで十分と考えている。

◎山田委員

4車線になれば、休山トンネル西口交差点のところが非常にスムーズになると感じる。この整備と共に呉市中心市街地への流れがスムーズにいくよう合わせて考えていただきたい。

4車線化は呉市と東広島市、山陽自動車道のアクセス向上に欠かせないと思うが、東広島呉道路が平成26年に供用となったときに増える交通とそれに伴って発生する渋滞というのは反映されているのか。

◎広島国道事務所長

休山改良は現在、トンネルの前後が4車線、トンネル部が2車線という不規則な運用になっているが、これを4車線化すると、交通の流れとしてはスムーズになると思われる。しかし、休山改良区間から呉市内へ行く場合は、その先の信号や外から入ってくる交通等もあり、渋滞の状況については今後も様子を見ながら対応していきたいと思っている。

また、東広島呉道路はこの4月1日に阿賀ICから黒瀬ICまで供用し、多くの車が東広島呉道

路を通過して国道 185 号に行くようになったが、休山トンネル区間の交通量については、計測の結果、大きな変化はない。

◎尾島委員長

本事業について、委員会としては「対応方針（原案）は妥当」と判断する。

再評価対象事業

【中国横断自動車道 尾道松江線（尾道～三次）】

【中国横断自動車道 尾道松江線（三次～三刀屋木次）】

◎清水委員

今回の評価は社会経済状況の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じたということが審議にかけられる理由と思うが、昨年度に再評価されたものを、また審議する必要性はなにか。

◎道路計画課長

状況の変化ということでは、事業費の変化が生じたところが該当する。

北側については平成 24 年度で整備が終わってしまうため、次回の再評価実施年である平成 26 年度になってしまうと事業完了後の評価になってしまうため、急遽今回お願いをさせていただいている。

◎清水委員

コスト増加の要因だけが、再評価の理由であるとするれば、災害による対策の追加はやむを得ない事であり、重要性も変わらないため、評価として変わるような要因が見あたらない気がする。

◎道路計画課長

前回の評価でご説明させていただいた事業費を超えてしまうことが費用便益分析の観点から好ましくないため、今回ご審議をお願いさせていただいている。

◎清水委員

トンネル湧水の pH がなかなか低下していかないという原因は把握されているのか。

◎三次河川国道事務所長

原因を特定するというのは非常に難しく、トンネルの延長が長いことが影響しているのではないかと考えているが、明確な原因追求まではできていない。

◎山田委員

三良坂と吉田のインターについては、地域活性化インターとして新しく追加されるとの事であり、これはおそらく地元からの要望等によるものと思われるが、地域活性化インターという意味と、三良坂と吉田のインターが追加されたことの背景のようなものがあれば教えていただきたい。

◎道路計画課長

尾道松江線は高速自動車国道法の中で位置づけられた路線であり、法律に従って整備計画を作って整備していくものであり、インターの位置についても、地域の状況や設置間隔等を考慮しながら設置するものである。しかし、地域活性化インターについては、ここにインターがあれば地域にもっと役に立つという観点で、地元自治体からの申請により、地域の負担で整備するものである。

◎尾島委員長

湧水が発生しているトンネルはどの場所に位置するのか。

◎三次河川国道事務所長

大万木トンネルは広島県と島根県の県境に、野呂谷トンネルは、口和インターと高野インターの間に、川平トンネルについては、三次ジャンクションから口和インターの間に位置している。

◎尾島委員長

中和処理で湧水量が450t/hというのはどのトンネルか。

◎三次河川国道事務所長

大万木トンネルである。

◎尾島委員長

かなり時間が経過しているにもかかわらず変化が見られない。今後の湧水対策はどうするのか。

◎三次河川国道事務所長

中和処理を継続して実施する必要があるため、中和処理の期間を延ばすように考えている。

◎清水委員

減り方が横ばいであり、同じ事を続けても今後減少するような兆候が見えるのか疑問である。むしろ、継続するより何か違う対策をしないと変わらないのではないかと思う。

◎三次河川国道事務所長

トンネル周辺から出てくる水を地下排水で集めて、出てきたものを中和処理しているため、湧水量を増やすという方法やトンネルの周囲で中和処理を行うことも考えられるが、事例もなく効果は不明である。現在は中和処理を行って放流することを継続することが良いと考えている。

◎尾島委員長

本事業について、委員会としては「対応方針（原案）は妥当」と判断する。

営繕事業の審議

再評価対象事業

【広島地方合同庁舎5号館】

◎飯野委員

対応方針の理由について、社会経済情勢等の変化とあるが、要は予算編成方針が変わったからではないか。

◎計画課長

事業の必要性等については変化していない。大震災後の経済情勢をはじめとした社会情勢の変化により予算要求を行うことがかなり困難な状況となったためである。

◎飯野委員

この事業は必要であり、それだけの根拠をきちんと持っているというのであれば、予算編成方針が変わったからといって左右されず、事業者としての意見も出すべきと思われる。

◎営繕部長

この事業そのものの必要性は変わっておらず、機能が不足している既存の庁舎をそのままにしておくわけにはいかないということは認識している。

しかし、この5号館を新築するという方向では、早急には解決が図れないということも一方であり、耐震性能等満足してない庁舎については、一刻も早く解決していかなければならないという問題もある。このことから、この5号館の新築という方法以外での解決方法も含めて、選択していかなければならないということがあり、既存庁舎の耐震改修を早急に実施することや、可能であれば他の庁舎に移転するといったことで早期解決を図っていきたい。

◎裕見委員

この方針を今日決めてしまう必要があるのか。保留という事は出来るのか。

◎尾島委員長

この庁舎を新築することは今の予算編成方針の中では難しいということ、しかしながら既存庁舎の耐震改修等の対策は行わなければならないということを考慮して判断しなければならない。

◎裕見委員

この中国地方において、防災拠点となるべき官署の施設の耐震性能の確保や分散化の解消がなされていない状況で、今後心配されている東南海地震などが起こり、四国や近畿への応援を行う際に、防災センター等の拠点的な機能として本当に発揮出来るのかという懸念もあり、もう少し多面的な方向からこれを考えられるべきではないかなと思う。

◎藤原委員

中止という判断をした場合、その後何が起きるかということをはっきりすべきではないか。

◎計画課長

合同庁舎5号館の新築が中止になった場合、現在整備局等が入居している合同庁舎2号館については、建築基準法相当の耐震性能は有しているが、防災拠点となる組織が入居する庁舎については1.5倍の耐震性能が必要とされており、その耐震性能を確保出来るように早急に耐震改修の検討を進めたいと考えている。また、中国総合通信局も同様の耐震性能が必要であるが、現在基準法相当も満足しておらず、耐震改修が必要である。広島東税務署は割り増しは必要ないものの、現在基準法相当を満足しておらず耐震改修が必要である。

今回、中止した場合には中国総合通信局や広島東税務署などが老朽化した庁舎に引き続き入居するという状況となるが、今後の老朽化の進み具合や、場合によっては組織が変更になることも考えられたため、必要性が出た時点でまた新たな計画で進めていくことになるかと思う。

当面は耐震改修等を行い、必要な機能を確保していく。また、分散については解消出来ないが、各官署で非常時の運用等を決めて頂き、現状の施設で対応する方法を当面考えていくことになるかと思われる。

◎小田副局長

耐震改修の実施は確定していることではなく、あくまでも営繕部が検討しているというものである。このことを与条件として委員の方々に最後の判定を出して頂くというわけにはいかないと思う。

◎尾島委員長

他の地整等でこういった事例はあるのか。

◎計画課長

現段階で公表されている中で我々が把握しているのは、中央合同庁舎4号館の整備事業について、同じように中止という判断が出ている。

また、過日近畿地方整備局の方で同じように武生合同庁舎についても同様の判断がされたと聞いている。

◎戸田局長

本事業は先ほどの説明にもあったように、4年間予算要求をしておらず、工事もしていないが中止ではないという状態にある。少し言葉が強いが、次の一步を踏み出す為の中止だと考えてもいいと思う。

◎清水委員

本事業はこれまでの河川、道路などの事業の資料にあるB/Cや、今後の事業量、他案との比較などの表現がなく、評価の判断が難しいと思われる。

◎塩形地方事業評価管理官

河川、道路などの事業については、国民の福祉の向上や、事業費に対して、その効果のある程度期待して事業を行うため、B/Cなどの整理をして審議頂くという形をとっている。しかし、営繕事業については、効果を把握しにくいいため、効果の発現について検証するという形で進めて

いる。

◎清水委員

災害時における整備局の防災拠点としての機能の有無など、将来のリスクを考慮した投資効果等についても加味した議論があってもよいと思われる。

◎尾島委員長

当委員会としては、事業者が出された対応方針（原案）はやむを得ない判断とする。

ただし、中止により継続して使用する既存建物については、防災拠点となるものもあることから、耐震性の確保に対して必要な措置を講ずること。

－以上－